

平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

「公募要領」改訂について

公募要領の内容に下記の通り改訂いたします。

【改定箇所 公募要領2ページ】

改正後	改正前
<p>同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請は不可。</p> <p><u>（A類型）と（B類型）ともに導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用される場合は、本補助金の交付を受けることはできない。</u></p>	<p>同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請は不可。</p> <p><u>（A類型）と（B類型）ともに生産性向上設備投資促進税制との併用は不可。</u></p>

【改定箇所 公募要領6ページ】

改正後	改正前
<p>【他の国庫事業等との重複について】</p> <p>① 同一事業所においてA類型とB類型両事業への申請はできない。</p> <p>なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であればA類型とB類型の両事業へ申請することができる。</p> <p>② 本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。</p> <p>③ <u>本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）の併用はできない。</u></p> <p>④ <u>導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用される場合は、本補助金の交付を受けることはできない。</u></p> <p>その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。</p>	<p>【他の国庫事業等との重複について】</p> <p>① 同一事業所においてA類型とB類型両事業への申請はできない。</p> <p>なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であればA類型とB類型の両事業へ申請することができる。</p> <p>② 本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。</p> <p>③ <u>本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）及び生産性向上設備投資促進税制の併用はできない。</u></p> <p>その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。</p>